

規制改革会議 第1回 国際経済連携タスクフォース 議事概要

1. 日時:平成19年3月26(月)15:32~17:22
2. 場所:永田町合同庁舎1階第1共用会議室
3. 議事:前身会議の成果と現行会議の今後の課題に係る有識者ヒアリング
 - (1)規制改革会議の前身会議(規制改革・民間開放推進会議)の成果等について
関西学院大学経済学部教授 井口 泰 氏
 - (2)現行会議の今後の課題等について
早稲田大学政治経済学術院教授 深川 由起子氏
4. 出席者:規制改革会議 有富委員、中条委員
5. 議事概要:

有富委員 それでは、早速では、ございますが、規制改革会議の第1回国際経済連携タスクフォースを始めたいと思います。

深川先生、井口先生、お忙しいところを御足労いただきましてありがとうございます。当会議は前身の規制改革・民間開放推進会議が1月26日付で衣替えして発足しております、私と中条先生がタスクフォースを担当することになりましたので、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

再来月の5月には総理の諮問に応じまして、第1次の答申を公表すべく、国際間のヒト、モノ、カネ、情報等の移動の円滑化に資する規制改革について、必要な調査研究、各省との折衝を行っていくところでございます。

本日は、その検討過程において、有識者からのヒアリングとの趣旨でお二人の先生においでをいただいたわけございまして、井口先生は前身の会議における取組成果を中心に、経済財政諮問会議の労働市場改革専門調査会などの状況も踏まえつつお話をいただきたく思っております。

深川先生からは、私どもも必要に応じて連携しているアジア・ゲートウェイ戦略会議や関税、外国為替等審議会等の審議状況について、お差し支えない範囲で御紹介をいただきながら、規制改革の観点から取り組むべき事項についてお考えをお聞かせいただきたく思っております。

それから本日の議事録は、後日、当会議のホームページ上で公開する取り扱いとさせていただきますので、宜しくお願ひいたします。

それでは、井口先生の方からできましたら15分程度で御説明をちょうだいいたしまして、その後30分ぐらい質疑応答という進め方で行いたく存じます。

では、井口先生からお願ひをしたいと思います。よろしくお願ひします。

井口教授 本日はお招きいただきまして、どうもありがとうございます。私、兵庫県西宮にありますが関西学院大学で労働経済と国際経済学、それから人の移動を担当しております井口と申します。

本日は先ほど主査の方からお話ございましたように、前の現行会議の成果を中心にお話を申し上げるということでございますが、同時に今焦点の課題ですね。それにつきましては、今後の規制改革会議の非常に重要なフォローアップのテーマにもなっておりますので、その点もあわせて申し上げてまいりたいと思います。

本日、資料の1番で御説明させていただきます。時間が非常に限られておりますので、できるだけかいつまんでポイントをお話しさせていただきますと思っております。

テーマが「国際経済連携下における外国人政策の改革の方向性」というふうにさせていただきます。外国人政策と書いてありますが、問題意識としては、もっと広く人の移動というふうに考えた方が

よろしいかと思えます。更に人の移動というのは、もちろん投資や貿易とも関連があるわけですが、特に貿易のうち、サービス貿易、ものの貿易でない、それ以外の関税のかからないものはすべてある意味サービス貿易というふうに考えますが、その分野では人の移動というのは、非常に重要な役割を果たすので、それは一応視野に入れた上でというふうをお願いをしたいと思っております。

冒頭で現在の外国人雇用の状況につきまして、最近の私どもの分析結果から外国人雇用が我が国で果している役割と問題点を申し上げましてから、規制改革会議の成果を踏まえて、これからの外国人政策の改革のプロセスについての私の展望を申し上げ、第一段階だけに絞らせていただきますが、その最優先課題について申し上げます。後で申し上げます第二段階、第三段階といえますのは、更に受け入れ拡大とか、東アジア連携といった分野全般にかかわるものでありますが、ちょっと時間の制約でそこは部分的にだけ申し上げるといふことにさせていただきます。

では、1枚目の方を見ていただきたいと思います。

現在の外国人政策、特に規制改革・民間開放推進会議が、かなり深くかかわってまいりまして、特に在留管理の問題にかかわっておりましたが、今特に問題という点を挙げますと、ここの5点ということで、冒頭書かせていただいております。

まず、景気回復の持続の中で、外国人研修生、あるいは技能実習生、これは資料の1ページ目の一番上の方に、と書いてございます。研修生を含め技能実習生の流入が非常に急速になっている。既に16万人を明らかに超えておりますが、非常に不正事案、それから率は余り変わっていないんですけども、やはり失踪事案というのが非常に増えてきている。この制度のマネジメントにかなり支障といいますが、問題が顕在化している。人権侵害事案も決して少なくはない。

それから2番目、日系人の特にブラジルなどからみえていらっしゃる方々であります。永住権をとられる方も含めて計算いたしますと、やはり依然として特定の地域で集住化が続いております。集住化と合わせてアジア方面からのいろんな国籍の方々が入ってきておまして、地域は集住化と多様化と両面から外国人の流入が続いているというふうに言えると思えます。

それから3つ目は、昨年夏以降、いろいろメディアでも取り上げておられますが、いわゆる偽装請負、あるいは業務請負というのが、実は派遣法上の労働者派遣に当たるのにもかかわらず、請負という形態をとっているのではないかという意味で、ここでは偽装請負と書いてありますが、これに対するいろんな是正措置で派遣への転換が一部では進みましたが、これが最近、派遣から請負に逆転する動きすらある。これが派遣というシステムがなかなか使いにくいという問題もあるわけですが、日系人は派遣の形態では働くことは余り希望されないということもありまして、日系人の社会保険加入とか、安定的な雇用という面では改善が見られない。

それから、この関係でもございますが、特に日系人を親に持つ子どもたち、中卒ぐらいの年齢、15歳以上の方々のうち、非常に限られたデータから推定いたしますと、4人のうち3人は進学もしていない。恐らく、非正規の就労に流れているのではないかとと思われる。これは将来、受け入れた外国人の方々の第二世代の問題としては、もう看過できない状況であります。

それから5点目に挙げましたが、期待されておりました「日比経済連携協定」、内容的には非常に厳しい点もございます。特に看護師、介護士の受け入れにつきましては、いろいろな点が指摘されておりますが、フィリピン側の協定の批准作業が更に遅れて、今年じゅうの実施も不可能になったということであろうかと思えます。

こういった、この5点につきましては、今後とも御検討をいただかなければならないというふうを考えております。そうする中で、実はアセアン+3と言われております東アジアの協力は、「東アジア共同体」を

目指す動きになっていて、その中で、労働移動について、域内のシステム構築に関する議論も進んでおります。

それから、規制改革・民間開放推進会議のいろんな取組のおかげもございまして、平成 19 年、今年の国会に雇用対策法、それから地域雇用対策開発促進法などの改正案が上程されてございまして、外国人雇用の状況の把握、個人情報把握できるという動き、更にこれを各省庁間で共有するというところまで、ようやく進み始めた。ついに改革が実際に動き始めたという印象がございました。

しかし、これ以外の外国人登録法の改正など、21 年通常国会、遅くとも 21 年通常国会ということで、前の会議では決着しているんですけども、依然として、これはかなり遅い、こんなことで大丈夫かという懸念は否定できないところでございます。

表の1は私独自の推計で、厚生労働省の推計と違って、一般永住、つまり、原則 10 年間日本に滞在されているか、日本人の配偶者などでは5年弱で、永住権をとられた方々を含めた上で、外国人労働者を91万人と推計しています。しかし、実際に我が国の外国人労働者の受入れ方針である「いわゆる単純労働者の受け入れは慎重にする」とか、「専門・技術労働者は積極的に受け入れる」といった部分が適用されているのは、このうちの5分の1、18万人の部分だけです。それ以外のルートから入られた方々が外国人労働者の多数を占めております。

2枚目、3枚目は地図が出てございまして、できるだけ簡潔に申し上げておきたいと思っております。外国人労働者の中にも、労働移動が自由なグループと受け入れの企業が固定されて変更できないグループがございまして、図の1を見ていただきますと、いわゆる専門技術労働者のうち、技術とか、人文知識・国際業務の在留資格の方々を見ていただきますと、やはり、本社機能があったり、研究開発拠点などがあったり、どうしても大都市中心になってきています。もちろん、これは大学の所在地などのある程度の相関もあります。それに対しまして、図の2はちょっと印刷の関係で、東海地方などが真っ黒になっておりますが、特に自動車、あるいはエレクトロニクス関係の生産拠点が集中している地域、比較的成熟した労働者の中でも賃金水準が高い分野に移動していった結果、こういう分布が見られることになっております。

この移動性の高さの背景には、一つは先ほど申しましたように、業務請負の動向、請負といたしまして、請負期間も業務の量も非常にフレキシブルに変化する仕組みです。これが、国内の生産拠点を支えているという側面があります。これに対し、図の3を見ていただきたいんですが、技能実習生につきましては、特に繊維産業、水産加工業、あるいは金属加工業といったようなところが多く、最近では農業が非常に増えております。2000年データのままで良くわからないのですが、最近、九州にもかなり入ってきております。技能実習生がなぜこういう地域に入っているかといいますと、それは労働移動が制約されたまま、特定の業界で特定の企業に入って研修を受け、更にその後、雇用関係を結んで合計3年間に限ってスキルアップしながら、技術移転を図っているからです。労働者という側面から見ますと、明らかに、比較的低位技能で低賃金である地域や業種に固定されています。特に大事なことは、図の4との関係で見ていただきますと、15～24歳の若年人口比率そのものが低い地域にかなり集中しております。

次のページの4ページを見ていただきたいと思っております。今日御紹介するのは、実証研究のほんの一部でございますが、そこには、相関係数が出てございまして、15～24歳の人口比率と技能実習生の関係を見ますと、非常に強い負の相関関係が出ております。若年人口が非常に少ない地域になればなるほど、この技能実習生のおかげで何とか地域経済が維持されている側面があるのです。

これに対して日系ブラジル人ですが、労働力率あるいは雇用率、いろんな指標で見ると、日系

ブラジル人が入っている地域は、実は高齢者も女性もかなりよく活用されている地域だということになります。よく、外国人を雇う前に高齢者や女性の活用を進めてからにしてほしいという議論があるんですが、実態を見ますと、むしろ、日系人が入っている地域というのは、むしろ、そういった方々の活用が進んでいて、更に、日系人労働者が働いていることがおわかりになると思います。

あと短時間でまとめてまいりたいと思います。今まで、規制改革・民間開放推進会議は、特に在留管理を中心にいたしまして、この問題について、特に内閣官房ともいろんな連携をしながら進んでまいりました。まだ、国際連携という言葉から言うと、取組が、非常に国内対策に偏っているという印象をお持ちであるかと思います。しかし、私の展望といたしましては、この取組は大体3つの段階からなっていると思います。つまり、ある程度第一段階が進まないと、第二段階に進めない。第二段階が進まないと、第三段階に進まないという側面があります。同時に、「段階」とは書きましたが、「次元」というふうに申し上げてもいいと思います。実は、これらのことは、同時に取り組まなければいけない面もあると思っております。

第一段階は先ほど申しましたが、地域において外国人の方が集住してきたり、国籍の多様化が進んだりする中で、自治体レベルでこういった方々の権利や義務をしっかりと守っていく。労働条件や社会保障への加入を進める。こういうことがありませんと、次の第二段階の外国人労働者の受け入れの範囲の見直しということ自体も非常に難しいと考えます。第二段階については、従来、専門・技術労働者と見なされていない外国人の受入れについて、政府も骨太方針や経済計画の中では、検討をしていくということが書かれています。しかし、一部の省庁におかれては、労働者の受け入れ拡大という言葉は口にするだけで、自分たちは、受け入れ拡大を前提とした議論をしないという反応が返ってくるのであります。そのため、実際には、第二段階の議論も、規制改革会議が進めていただかないと、なかなか各省には、議論していただけないというのが実態であろうかと思っております。

これを踏まえ、第三段階であります。東アジアでいろいろな経済連携を進め、しかも、「東アジア共同体」構想も出されている中で、東アジアの先進国である日本が開発途上国の人材を開発し、その就労、あるいは段階的なある程度の定住を保障しながら、長期的には母国に帰ることも支援していく。それによって、各国の経済発展の段階に応じた国際貢献をしていくということ、長期的に具体化していくことが大事であろうと考えます。これは同時に、アジア域外に流出した人たちをアジアに帰還してもらい、アジアの経済発展を促すという側面もあるわけです。こういった側面からも、東アジアの経済連携ということも考えていただきたいと思います。

時間がございませんので、5ページ、6ページについてご説明して、私の報告を終わらせていただきますが、最優先課題といたしまして、そこに5点ほど挙げました。これはあくまで第一段階の課題として、とりあえず、書かせていただいたもので、リストとしては不完全なものです。ただ、(1)に書きましたように、既に雇用対策法などの改正案が出ておりますように、在留管理を強化し、同時に省庁横断的な、そういった雇用状況の雇用に関するデータを共有し、自治体も共有することによって、外国人の方がどこに住んでいて、どこで働いているということがわからないと、実は労働条件の適正化も社会保障の加入の徹底もできないということなのです。ある意味では、これが重要な第一歩であります。

しかし、今後、法務省と総務省の間でしっかり議論をしていただいて、規制改革会議としても、しっかり横から支援、あるいは監視していただく必要があります。つまり、出入国管理の観点からは、外国人をどう公正に管理するかという側面があり、自治体の観点からは、外国人住民に対して、どのようなサービスを提供し、その権利を守り、義務をしっかりと履行していただくかという側面があります。この2つの側面を同時に実現するようなシステムというものを、できれば両省共管の新しい住民登録制度、これは先ほ

ど言いましたように、雇用状況の把握があつてのことですけれども、これとリンクさせることによって、実効性を上げていくことが期待されます。とにかく、各省の取組を更に促すことが重要です。

2番目のところには、研修生の法的地位の強化というのが、書かれています。先ほども冒頭申し上げましたいろんな不正行為が後を絶たない中で、厚生労働省や経済産業省では、既にこの検討委員会は進んでおります。しかしながら、結論がなかなか出てこない。研修生に労働法を適用するというのとは一つの判断であります。なかなかこの問題は関係者の間で意見が合わない。そういう意味からいいますと、私は緊急対策としては、一つの企業に縛られたままで権利がなかなか守られないという現状の中で、これは、個人が病院を選ぶときの「セカンド・オピニオン」的な発想なのでありますけれども、労働条件に非常に問題があるとか、懸念があるといった場合に、正式に申し出て、円滑に他の企業に移転できるような、そういうシステムを早く確立する必要がある。そのように、非常に限定的ながら、労働移動を認めることによって研修生や技能実習生の権利を守ることができます。彼らに労働法を完全に適用するかしないかといったような議論をしているだけでは、いつまで経っても被害者が十分救済できないというようなことになり、このままでは、行政の不作为を問われかねないというふうに思っております。

3番目は、もう時間がなくなりましたので短くしますが、業務請負につきまして、そこに3つほど改革案を出しております。これは、規制改革・民間開放推進会議でも、まだ十分結論が出ていない問題です。特に、6ページの下の方に書きましたように、これを「労働者リーシング事業」として、新規に、完全に認知する方法も含めて、幾つかの選択肢を提起しました。ただし、どれも、その実現は難しいものです。

この問題は、サービス貿易の自由化という観点からいいますと、サービス提供者に雇用されている人たちの労働条件を国内でどういうふうに確保するかという非常に重要な問題の一部であり、その問題解決は、サービス貿易の促進にも資すると考えております。

あと4番と5番は先ほど申し上げました自治体関係のところでございますので、ちょっと時間がなくなりましたので、割愛をさせていただこうと思います。どうもありがとうございました。

有富委員 どうもありがとうございました。先程の第一段階という点についてより詳しく教えていただきたいのですが、具体的にはどのような背景、考え方に基づくものということでしょうか。

井口教授 2つに大きく分かれるかなと思うんですけれども、まず、第1点は、現在のシステムは、出入国管理及び難民認定法という出入国管理に関する法律が中心になっています。外国人登録法は1950年代の朝鮮動乱を背景に、在日朝鮮人、韓国人の方々を管理するために導入されたもので、この仕組みは、アングロサクソン型の制度といえます。アメリカでは、出入国管理は非常に厳しくやっておりますが、国内に入った外国人については、必要に応じて登録制度を設ける場合があるものの、常時、外国人に対して、こういう登録制度を設けているわけではありません。、ある意味で、1950年代に特殊な目的のために導入されたのが、現在の外国人登録制度であって、特に、1980年代後半以降の我が国への外国人に流入の増加に必ずしも対応できる仕組みでなかったのです。すでに申しましたように、アングロサクソン型の仕組みというのは、各自治体には、十分な情報や権限や財源を与えておりません。地域に流入して居住している外国人をケアする仕組みとしては、むしろ、自治体の役割の大きい大陸欧州型の仕組みが適していると考えられます。

市区町村といった自治体に、情報も権限も財源もある程度与えて、そこに居住する外国人の権利や義務をしっかり遂行してもらう必要があると同時に、外国人の第2世代の問題も、そういった自治体中心に対処していかねばならないわけです。そこで、出入国管理制度というアングロサクソン型の仕組みに、先ほど申し上げましたような、関係省庁と自治体の情報の共有という新しい仕組みを組み合わせることが構想されたのです。市区町村の外国人施策は、雇用や社会保障とも密接に関係しますので、

国の機関との協力がなければ実行できないわけです。これらの協力のもとで実施される自治体レベルの外国人政策を、出入国管理政策に並ぶ外国人政策の第二の柱として強化することが、まず第1の大きな問題ではないかと考えています。

それから第2の点につきましては、先ほど申し上げましたが、我が国では、いかに専門・技術労働者が国際化のために必要であり、積極的に受け入れていくと言っても、実際に働いている外国の労働者に占める割合は5分の1に過ぎないのです。これは日本だけではありません。先進国のほとんどどこでも、就労目的で受け入れた人は、実際に働いている外国人全体の4分の1とか、3分の1とかで、あって、それ以外は、血縁関係だとか、あるいは留学生から資格を変更した者であるとか、あるいは、家族を呼び寄せている場合とか、あるいは、その子どもたちが就労するようになっているわけです。

わが国では、専門技術労働者は国際化のため必要だということで、1989年の段階で、基本方針を変更して受入れを拡大したわけです。しかし、同時に考えなければいけないのは、実際に働いている方というのは専門・技術労働者だけではないのですから、いわゆる単純労働の外国人も同時に増えていくことを前提としたシステムにしなければならなかったのです。実は、わが国の政策には、そのような対応が欠けております。先ほどのデータでも、技能実習生などを見ていただきますと、わが国の地方に、広範に分布していることがわかります。わが国の人口減少がはじまるなかで、大都市部あるいは地方中核都市には人口が集中していくと同時に、それ以外の中小都市や農村では、ますます過疎が進み、若年層が減っていくと予想されています。高齢層ばかりの町や村が増えていく。こうした地域の産業や、あるいは地域の社会や経済を維持していくという観点からいいますと、技能実習生などの外国人の方々に来ていただけるということは、結果論ではありますけれども、これら地域にとって、非常に大きな助けであったということを、私は否定できないと考えております。このことは、いろいろな実証研究の結果から言えることだと思っております。

既に、外国人の方々には日本経済は、かなりいろいろな意味で依存しております。日本にとって本当に必要な方々にしっかり入っていただいて、日本語でもでき、能力もあるという方々には、定住していただけるような、そういう方向で議論しなければならない時期に差しかかっていると考えます。

有富委員 ありがとうございます。それでは、深川先生も何かありましたらどうぞ。

深川教授 アジア・ゲートウェイの会議でも、今御指摘になったように、コミュニティで外人がいる比率というのも随分場所によって違いもあるでしょうし、国で画一的にできる話と、もっと日々本当に一緒に暮らしていかなきゃいけないコミュニティレベルの人たちがやっていかなければいけないことの切実さの間にギャップがあるので、きめ細かにやっていかなきゃいけないんじゃないかという議論は出ていたかと思うんですけれども、今は市役所とか、区役所とか、進学しない子どもたちのケアとか、そういうレベルで、もう既にアクションされている政策があるんでしょうか。

井口教授 外国人集住都市と言われている18の都市、最初は静岡県の浜松市が中心となり。その後、愛知県の豊田市、最近では、三重県の四日市市が座長都市とになっておりました。本年度は、岐阜県的美濃加茂市が引き継ぎますが、ここには、大きなエレクトロニクスの工場があるわけです。外国人の方々が集まりやすい自動車関係、あるいはエレクトロニクス関係の生産拠点が集まっている地域では、外国人の、特に家族を含めた方々の集住が進んできたわけです。

幸い、これらの都市のある地域では、地域経済の発展を背景に、財政的には、何とか施策のための資金を工面する力があつたというのも事実であるかもしれません。しかし、ある中学校では200人くらいの生徒のうち、もう70人ぐらいがブラジル人の子どもで占められております。きめ細かく習熟度別にいろんな対応をしようと思いますと、いわゆる文部科学省から配布されている加配教員だけではだめで、結

局、それ以外にも、アシスタントの教員を何人も入れて、いろんなカリキュラムを組みます。そうすると、年間でそれだけで2,000万円かかってしまう。そのように、外国人の子どもにとって良い学校があるという話が伝わり、近くに住む外国人が増えていくという形で、どうしても、集住化の結果、財政支出がますます必要になるという側面もあるのです。

最近、総務省が特別交付金をこういった地域にも配布するというので、来年度にむけて、動き出しております。しかし、総額的にはまだ非常に不十分なものであって、例えば大垣市では地元企業が毎年300万円ずつを市に寄附するとか、豊田市にトヨタ自動車は総額3億円を寄附するというようなニュースが報道されています。地元経済が、いろいろな意味で外国人雇用に依存しているということ、関係する企業にもご理解いただいた結果、個別に支援が始まっている状況であると思います。

ただ、将来的に言いますと、やはり我が国に入ってきて、これから長期に滞在することがある程度予定されている場合には、日本の法律や社会について、外国人に導入教育を実施したり、それから一定レベルまで日本語がしゃべれるようになるように、日本語コースを受講する機会を保障するというような施策を進めていくべきだと思います。そうでないと、日本の社会を何も知らない、日本語の十分できないという人たちがますます多くなってきて、日本人のコミュニティとのコミュニケーションができなくなる。そのことが、日本人と外国人の摩擦や誤解を生んで、様々な社会問題を引き起しかねないのです。したがって、先ほど深川先生がおっしゃったように、当面は、個別の地域で対応するにしても、将来的には、わが国として、入国した外国人にそういった機会を保障していくということを検討していただけないかなというふうに思っております。

有富委員 中条委員何かございますか。

中条委員 端的に問題点をクリアにまとめていただきまして、非常にありがとうございました。

一つ教えていただきたいのは、在留管理を強化するというをやると、これまでアバウトに日本の中にいた人たちがいられなくなるということが当然起こってくるわけですね。基本的に外国の人が日本の中にいて、全然問題がないと思っている人間なものですから、それをなぜきちんとどこにいるんだなということを調べなければいけないのか。これはわかるので、それをきちんと調べて、把握できるような形にしないと、今度は社会保障だとか、そういったものをきちんとやって提供していくということが必要ですから、それをやっていくためには把握しなきゃいけない。そこはわかっている、一方でそれをやることによって、不法に就労している人たちがばれてしまうとか、強制送還されるとか、そういう状態になってしまう可能性が高まるわけですね。その辺のところの矛盾をどう考えたらいいのか。私はいつも頭を悩ましてるところです。先生のお考えはいかがでしょう。

井口教授 先ほど、将来、外国人の台帳システムといいますか、外国人住民登録制度のような仕組みを導入しなければいけないということと、現在、その議論を関係各省の間でしていただいているということをお知らせしました。この制度は、行政目的が二つあるわけで、外国人の管理という側面だけとらえると、ある意味で、ブラックリストとして用いられる可能性がある。つまり、この人は在留できないという処分を受けているのに、依然として国内に在留しているというブラックリストとして使われる側面があります。

もう一つの外国人住民へのサービスという側面をみると、外国人の方々が、合法的なステータスを持ってはいるが、実は十分に義務を果たしていないとか、その権利を十分に行使できていないという場合には、それを改善するために活用する側面がある。つまり、権利の行使を保障するだけでなく、例えば、地方税を払っていない場合には、地方税をちゃんと払ってくださいと要請するわけです。税金を払ってくださったら、将来、在留期間を円滑に延長できますよという形で、市区町村も指導がしやすくなるう面があるわけです。ですから、同じデータが別の目的に使われる可能性があるのです。

私の考えでは、制度の発足時点で、「共通データベース」に全ての外国人のデータが蓄積されてポンとでき上がるわけではないのです。むしろ、市区町村に登録に来た外国人の方が、どこで働いているのかよくわかっていないというときは、例えば、厚生労働省の雇用状況報告のデータにアクセスし、同じ名前で同じ生年月日の人が登録されているかどうかということを検索し、結果的に社会保険に入っていないとか、いろんなことがわかっていくというわけです。さらに、法務省の入管のデータにアクセスすると、実はその人は何か月前に在留資格は切れていたと、こういうことがわかるかもしれません。これらの情報は、個別にアクセスをかけて、その結果、データを蓄積していかない限り、一度には、入手されないわけです。要するに、最初から各省がばらばらに持っているデータを一度に集めて大きなデータベースをつくる訳ではなく、むしろ個別に、いろいろな照会をしながら、その結果をデータベースにためていくことになると思います。したがって、不法滞在のかたがたが、一度にあぶりだされるということにはならない。個別にいろんな対策を打っていく中で、どうしても、これは悪質ではないかと判断された場合、行政の判断で、摘発に使われることもあるでしょう。しかし、このデータを、直接に警察に転送することは全く構想しておりません。確かに、入管行政の行政処分の対象としては、利用される可能性があります。その場合、仮に外国人の在留資格が非正規であったとしても、その置かれた状態を勘案し、場合によっては、法務大臣の在留特別許可の対象になり得るかどうかについて、先日、入管行政から出されたガイドラインに基づいて、判定していただくということになると思います。とにかく、一律に、不法残留のかたがたがあぶり出され、すべて退去強制になるというふうには、私は考えておらないわけです。

有富委員 ありがとうございます。当国際経済連携タスクフォースが取り組むべき検討課題として、前会議からの引継ぎ事項の他に、ヒトの問題の分野において、具体的に進めるべき課題はどのような点にあると、井口先生はお考えになっていらっしゃいますか。

井口教授 短時間でございますが、是非申し上げておきたい点がございまして。一番至急だと思っておりますのは、特に研修生や技能実習生に関しては、人権侵害の事案も含めまして、残業させたのに割増賃金を払わないとか、あるいは、技能実習生を、ほかの企業のたらい回しするなど、労働者派遣のような形になっていたり、様々な不正事件がのが増加しております。法令の大改正を待って対応するなどと言っているのは、間に合いませんので、とにかく、早く研修生や技能実習生の権利救済につながるような手段を打っていただきたい。

それは先ほど申しましたように、もし受け入れ側の企業などが非常に悪質であるということがあった場合に、実習先の企業が変わることができる透明性のある仕組みを、早くつくっていただいて、安心して技能実習が受けられるようにしていく。これは、大きな法改正ではなくて、それこそ、省令ないし政令改正レベルでできることではないかというふうに思っています。

それからもう一つ申し上げたいんですけれども、やはり、規制改革会議は第二段階、第三段階と私が書いた議論に踏み込んでいただければいけないと思います。前身の会議の第三次答申の冒頭の問題意識の方にも書いてあるわけですが、従来、専門的、技術的労働者と見なされていない方々についての受け入れについて検討していくということは、既に閣議でも決定されていることであります。しかし、各省庁は、あまり検討していないわけです。新たな在留管理の仕組みがだんだんこれから固まっていくという中で、受け入れ拡大の素地は出てきます。私はやみくもに単純労働者まで一度に受け入れなければいけないと申し上げているのではありません。現在の在留資格制度は、ある意味で4年生大学を卒業しているか、10年の実務経験があるか、この2つの基準で受け入れ範囲を決めています。例外がITなんですけれども、例えば、シンガポールやインドなんかと相互認証があります。しかし、相互認証というのはなかなか進まないわけです。ところで、インドで大学を卒業した者の中にも、インドの最高級の大

学とある意味でレベルの低い大学と全部同じなわけです。そういう人たちを全部同じ大卒だと言っていること自体に、私は問題があると思っております。学歴や実務経験以外にも、技能資格であるとか、日本語能力、これは非常に大事なんですけども、例えば、日本語能力試験で2級とっているとか、1級とっているとか、日系企業なんかで就労した経験があるとか、もちろん、日系企業から推薦が得られないといけないうるんですが、そういった複数の尺度によって、多様な人材をどうやって入れていくか。そのような議論は、規制改革会議でなければ進められないと思います。関係省庁は、専門技術労働者以外を入れるということは、低技能の人たちを受け入れることだと決め付け、こういうアレルギーの前で議論がストップしてしまうのです。そうではなくて、もっと多様な人材を、受入れる制度にすることが重要です。仮に、例えば短大卒の外国人であったとしても、高い日本語能力があり、それ以外にいろんな経験がありということがあれば、専門技術労働者と比べてどこが悪いかという問題になると思うのです。

ですから、これは法務省入管局と議論したときに申し上げているわけですが、もっと多様な尺度で人材を考え、日本にとって大事な人材は何かという議論をすることによって、結果的に受け入れ範囲の拡大が可能になってくるのです。その際に技能実習の修了者の問題も検討する必要があります。今、技能実習生の最長滞在期間3年を5年にすべきだという議論がすぐ出てくるのですけれども、そういう単純な議論だけではなくて、どういう多様な能力を持った人たちの、日本に受け入れるかという議論を進めていただくことが、今後の東アジアとの経済連携にとっても非常に重要であると考えます。それによって、東アジアに対しても日本は、より多様な人材をアジアに求めているということをPRすることができる。更に、そういう人たちを日本で様々な能力を身に付けてもらって、東アジア全体の経済開発のために貢献していただくということをアピールすることが、次の段階として重要ではないかと思っております。

有富委員 ありがとうございます。それでは、続きまして、深川先生の方からお考えをお聞かせいただきたいと思います。

時間配分につきましては、15分程度で御説明を頂戴いたしまして、残りをまた質疑応答に配分させていただこうと思います。よろしくお願いいたします。

深川教授 深川でございます。私はここしばらくはアジアの経済統合とか、FTAとか、そういう関連のことをやっておりまして、いろいろなFTA交渉が東アジア全般に錯綜してきて、そろそろ整理する時期に来ていると感じています。その中で日本は何を実現していくべきかということについて、ほかにアジア・ゲートウェイ会議とかに参加させていただいている会議もございますので、それも含めてお話ししたいと思います。

若干、井口先生のお話よりも、もうちょっと大風呂敷な話になるかと思えます。ここしばらく、日本だけではございませんで、アジア各国全部にFTAがあたかも競争のように交渉するということが進んできていて、非常に違うカバレッジ、非常に違う内容のFTAが非常に多数生れているということを考える必要があると思えます。

よく知られていることですが、大体、WTOの中でも先進国のグループというのは、24条の規定というのがありますので、余りいい加減なFTAを結ぶことはできないんですね。大体、カバーしている品目も広くないといけませんし、農業とかを勝手に一部門全部を除外することもできませんし、FTAという以上、やはり10年ぐらいで関税をゼロにしなければいけない。引き下げではなく、ゼロにしなければいけないという規定がございますし、サービスについても自由化に関して、GATS5条という規定があるんですけども、実際には途上国については、そこまではさすがにできないかもしれないということで、授權条項が認められております。

WTOに、私、FTAをつくりましたということをWTOに通告するときに、24条でできているものと授權

条項でできているものが東アジアには乱立しております。一応、24 条に沿って、カバレッジも比較的広く、つまり財の交渉だけではなくてサービスや投資、人の移動とか、いろんなものをかなり幅広く組み込んだ形で、かつ自由化度も高く比較的高いレベルの FTA を結んでいるのは、日本とシンガポールと韓国しかない。あとはオーストラリア、ニュージーランドを入れれば、このグループはもちろん 24 条グループですけれども、これ以外にいわゆる授權条項に沿った FTA を結んでいる中国とか ASEAN、特に中国、ASEAN のグループというのがあります。

ASEAN は日本とも韓国とも FTA を結ぶか交渉するか、してここは 24 条にならなければならないんですけれども、ちょっとまだ、どうなるかわかりません。しかし、ASEAN と中国の FTA というのは、まさに授權条項ですので、余り WTO の規定に縛られない FTA ということになっております。

そうするとどうなるかという、要するに、そんなに厳しくなくてもいいわけなので、約束はするけれども、それが 10 年以内でなくても、都合が悪くなったら 10 年で関税ゼロになるものを、例えば二、三年伸ばすとか、あるいはゼロにできないものを 5% 以下ぐらいまで、少し関税はかかっているだけけれども、全くのゼロにならなくてもいいという状況のまま進んでいるということでもあります。こういう乱立していく FTA が、多分、日本にとって一番影響が大きいのは、日本でしょう。日本企業ほど、このアジアのほとんどの地域に非常に濃密に進出して、かつ大変大きな生産拠点を作り、貿易をしている国はほかにないということでもあります。したがって、FTA である以上、参加したもののだけが関税ゼロになるわけで、参加しない人には差別関税が適用され参加していることの証明、すなわち原産地証明というのが必要になりますが、このままいきますと、この原産地証明も非常に多様な基準、多様なフォーマット、多様な産業ごとの基準というものが大変錯綜して持ち込まれてくる可能性があります。これはアジア全域で貿易を行っている日系企業に非常に重いコストとなつてのしかかってくる可能性があるということでもあります。

ちなみにお手元のレジュメの 2 ページ目にタイの FTA 関税というのが真ん中よりちょっと上の辺にあると思いますが、タイは大変積極的に FTA を結んでいて、日・タイの FTA というのも来月署名の段取りとなっております。しかし、タイにはたくさんの日系企業が立地しているわけですが、タイから輸出する際に、これからどういうことが起きるかという、タイは ASEAN 自由貿易協定、AFTA のメンバーですので、ASEAN の中に輸出するときは、その規定に沿った原産地証明をとります。それから、中国と ASEAN が FTA を結んでおりますので、中国に輸出するときは、また別の原産地証明をとります。日本に持っていきは、また日本の原産地証明をとります。プラスオーストラリアとも FTA を結んでおりますので、タイからオーストラリアに輸出するときには、またこの原産地証明をとりますということですが、この基準が全部違い、したがって、書類も全部違います。

AFTA と中国、ASEAN については、非常にこの原産地証明が寛容にできていまして、どうせ余りうるさく言っても管理仕切れないだろうという非常に率直な前提に立って、付加価値 40% を満たしていればよいことになっています。大変寛容なスタンダードになっているんですけれども、先進国になればなるほど、低い関税の国から迂回輸出されるのを防ぐために原産地規制を厳しくしていきますので、まさに日本とオーストラリアの規定がはるかに厳しい規定になっています。オーストラリアでは既に関税分類変更というのが、付加価値基準のほかに認められているんですけれども、あと、付加価値を全部累積していった原産地として認めていいというのをオーストラリアは認めています。日本は更に付加価値基準もあれば、関税分類変更もあれば、累積も認めないということなので、累積されていないということの証明を必要とするということでもあります。これは大変厳しくなつていまして、日系企業にとっては、結構、こういうことが負担になってくる可能性があります。

ほかに NAFTA ですとか、EU の例を見ましても、あんまりうるさい原産地規定を課しますと、せっかく

関税はゼロになるんですけれども、全貿易の例えば3%とか、2%ぐらいが、実はコストに割かねばならない。これは一体何のために関税交渉しているのかよくわからないという状態になってしまう例というのがたくさん報告されておりますし、東アジアの場合、これが非常に重大なのは、サプライチェーンマネジメントが濃密にでき上がっていて、みんなこの物流ですとかのコスト、目的地に持っていくまでの早さとか、正確さということで激しく競争していますので、これがつまらない書類とかによってそがれてしまうと、ほとんどFTAの意味がない。これを日系企業がかぶらないようにやりましょうということで、今、FTAの中身をどういふふうにそろえていくか、特に貿易手続のところ、何ができるのかということが論じられてきています。アジア・ゲートウェイ戦略会議でも物流の協力と貿易手続の協力というのが打ち出されていて、これには経団連からも強い要望が出ていますし、関税法も資料にありますとおり、着々と変えられていますので、ここは一応やっているということでもあります。

ただ、これは即効性は一応あると思いますけれども、これ以外にまだやらなければいけないことはたくさんFTA交渉の中でもございます。1つはFTA交渉して段々自由化したことにはなっているんですけれども、アジア全域、中国もそうですけれども、自由化はするんだけど、何かそれにかわる内部通達のようなものが出てきて、結局は参入できないというよくあるパターンです。WTOとか、FTAで自由化して外資の参入は認めただけでも、例えば、情報通信とかで認めただけでも、その後、国内法で情報通信法というのが中国なんか新たにできて、またそのセグメントが非常に細かくされていて、昔のWTO加盟の時点では外資参入はできたが、ISPプロバイダーサービスという新たなカテゴリーが国内法でできて、そこにはなぜか参入できなくなっているという、自由化と規制のマトリョーシカ状態があります。逆に規制されていた方がまだ透明だった、ということもあり得る訳で、内部通達化してもっと不透明になって、どこが窓口か、どういう法令が根拠かも実際には情報開示されない。こういう事例がサービスで非常に増えてきている。すごくアイロニーですけれども、自由化すればするほど、そういうものが増えてしまうということが今あって、これを交渉しなければいけないということがあります。

それからもう一つは、割と東アジアグローバルゼーションは素直に受け止めて成長してきたので、国際基準を取り入れるというのは、非常に抵抗のない地域だったんですけれども、最近、自信を付けてきたり、あるいは中国のように現実に市場が大きいので、その申請が通るといふ国については、独自の基準を設定する傾向が出てきています。

こうしたことがいろんな形で行われてきて、例えば、化学品の安全基準ですとか、これはヨーロッパの影響力がものすごく強い地域ですけれども、中国はこれに対抗して、独自の有毒性物質の基準というのを最近設けていて、世界のどの国にもないし、中国でもつくっていないけれども、それを輸出しようとするとうる毒と言われてしまうというようなことですとか、あるいは中国も最近環境基準とか、消費者保護というのが大分厳しくなっているんですけれども、どこかの国に、この前もあったのは、日本の化粧品メーカーの成分の問題でしたけれども、貿易摩擦の報復として、この基準を持ち出してくる恣意的な貿易規制。こういうものがあります。それからさっきの付加価値基準とか、書類の問題でいくと、ASEANでよくあるのは、結局、何から何までの付加価値があると、ここで関税番号が変わって、違う商品として分類されなければいけないという、ここの判断が全く関税担当官の恣意的な判断でなされてしまって、その間の関税が全然違う関税がかかりますので、ここを交渉しなければいけない。こういう恣意性が入り込んできているので、これを何とかしなければいけないという問題があります。

それからあと、WTOでいろいろ規制がかかっていて、かつ外資のパフォーマンスにいろいろ要求する、技術移転をしてくれ、研究開発をしてくれという要求は、今では表面的にはできなくなっているんですけれども、これもいろんな形で、依然として、この地域は全部残っていて、むしろ、最近になって、これ

がより露骨になされている分野というのもあって、こういうのを交渉していかなきゃいけないということでもあります。

そうしていくとFTA交渉全体の中で、みんながなるべく統一化された透明な制度の中で、事業環境が改善されていかなければいけないわけなんですけれども、それには、やはり優先順位をはっきり付けて統一することが大事です。当然のことながら、自由貿易協定ですから、1つはセンシティブ・セクターをちゃんと縮小していくということが、いい訳をせずちゃんと縮小していくことが大事ですが、これを言えば、必ず日本に持ち出されるのは、あなたのところが一番先に農産物の規制を撤廃してくださいということになってしまうので、これはやらざるを得ないということですね。

今までは個別FTA交渉がある度に、農業では大体この辺で、あとは個別品目を何とか防御するという形でできていて、最近になって、タイ等も交渉が済んでみると、日本の自由化度の低さというのが非常に強い批判がありますし、日本も余り人のことは言えなくて、関税は下げたように見えますけれども、結局、割当が課されていたとか、あるいはSPSが非常に厳しくなっていたりとかして、実際としては輸入自由化に全然つながらないという不透明化という批判があります。

多分、農林省さんの中にも、これだけ高齢化して、かつ農業改革をやっているわけですから、どこまでも残して、どこまでを開けて食料安全保障として確保していくかという議論はなされているはずなので、それとFTAの自由化ともっとコーディネートしないと、今は場当たり的にバイでやっているFTAで向こうが言ってきたものに、場当たり対応するということになってしまっています。これだと相手の不信感も非常に強いですし、それからアジア・ゲートウェイで今なされているのは、もっとそれを超えて、どっちにしても国内市場は人口が減って、食べる人は少なくなっていくわけですから、農業は輸出産業に、あるいは研究開発型の海外に出ていける産業する。それは結構なんですけれども、そうすると、例えば種苗に対して知財は相手を守ってくれるかとか、あるいは農業でリッチな方々がオーストラリアで農業をして、つくったものを工業製品みたいに持って帰りたい。このとき、これでいいですかと。こういう枠の中でものを考えなくちゃいけないときに来ているということなので、今までは規制緩和とかを割と内外で区切って考えてきた産業について、限りなくシームレスで考えて、FTAの中にも、それを組み込んで交渉しようというのが一つあると思います。

それから、さっきの原産地規制問題ですか、貿易手続の問題について、やはり電子化を積極的に進めて、電子化すれば、やはりごまかしてもトレースはできますし、ごまかせる余地というのは、限りなく減ってしまいますので、これをなるべく推進しようということでもあります。これも「隗から始めよ」で、実はシングルウィンドウズ化は日本でもできたことになっていきますけれども、津々浦々の小さい港湾は全然つながっていませんし、日本の中での空、陸、海的全シングルウィンドウズでNACCsというんですけれども、そのシステムに全部つながる状態までには、あと2年から3年かかるんですね。人に言っているばかりではなくて、自分もやりませんとできないということが一つあります。

それからサービスについては、サービスの交渉はWTOでいくと、モード1、モード2、モード3、モード4というのがあって、さっき井口先生お話になっていた人が行ったり来たりしてサービスを提供するモード4のカテゴリーで、ここもFTAの中にフィリピンの介護士さんとか、マッサージさんとかという話が出てきているわけなんですけれども、もう一つは、これだけ競争力ある製造業はアジアにたくさん出ていますので、ここを効率化していくときに、サービスのモード1のところですね。物流とか、金融とか、データ通信の情報とか、保管管理とか、この人たちが今一緒についていっているレベルなので、ここをある程度日本からもカバー、日本とのやり取りを特に自由化してもらえれば非常にメリットがあるので、これを一生懸命交渉しようというようなことをいろいろやっております。

それから向こうにもサービス市場を開けてほしいという要望は、当然、日本の物流ですとか、リースとかで日本で持っている比較的洗練されたノウハウがありますので、これを向こうでビジネスモデルとして本当に実行できるように緩和してもらおうという交渉を組み込んでやりましょうということなんです。

そこで一つ大事なものは、こっちも相互認証をして、人の資格とかを認めることが一つの重要性を持つと思いますが、向こうにも認めてもらうのも結構重要で、例えば、建設サービスとかですと、中国だと受注するのに、建設のいろいろ様々な資質証というのが要るんですね。中国語で資質と呼んでいるんですけども、そこにこれこれ、この資格を持った人が何人以上いて、これだけの受注実績があってということ証明しなきゃいけない。ただ、これだけの資格を持った人がいるという、その資格自体が日中は全然合っていないので、そこで結局、サービスとしては開放されているんだけど、資質のところでは跳ねられてしまうというようなことがあるんですね。サービスを攻めていく場合にも、実は資格の共通化というのは非常に重要ですし、中国自身も安全基準とか、そういうものが最近すごく積極的に導入されつつあるので、そういう建設的なところを進めて、日中間で進められないかという考え方というのがあります。

あと最後に、個人的には私がアジア・ゲートウェイの類でヒト、モノ、カネでつながっていくというアイデアは大変結構だと思うんですけども、もはや議論の段階ではなくて、いかにスピーディーに、日本の時間感覚はアジアの中で一番遅いですから、いかにアジアの早さについていくかということが大事です。それにはある種の基軸国(Pivotal Country)をつくってやってみるのがどうか、と思います。みんながアジアと同じような制度をつくるということはすぐにはできないので、例えば、シンガポールみたいな国というのは、日本・シンガポールFTA、金融も入っていますし、今、金融で言われているのは、東京市場を活性化させるという話はあるんですけども、例えば、アジアの企業に預託証券(DR)のようなものを出してもらって、そのDRを日本の投資家が引き受けられるようにする。このときに、また日本の基準でいくと必ず日本語にしなきゃいけないとか、情報開示の基準が違ったりするんですけども、これを例えばシンガポール市場でやってくれば、シンガポールに行っている邦銀の関係者は全部英語もできる人が当然行っているわけですから、英文の会計を見ても当然おわかりになる人たちが処理できるはずで、シンガポールの企業の情報、ASEANの情報とか、中国の企業の情報は日本より早いので、そこで的確なリスク分析を送ってきたものを、日本の投資家が引き受けられることができれば、もっとリスクを軽減できるんじゃないか。

あるいは日系企業がたくさんASEANに行っているんですけども、グループ保険というのがかけられるように、いっぱい子会社がありますけれども、そこで直面する様々なリスクをカバーする保険を親の担保でかけられるように、日本の保険法を改正するという話を経産省は随分熱心にやっているんですけども、こういうのを例えば、シンガポールとの間で国民待遇を認めるとか、工夫しながら組み込んでいって、シンガポールがモニタリングできるようにすれば、もっとコストが安くできるんじゃないかとか、こんなことをいろいろ提起されてきていると思います。

あと医療とか、教育とか、保育とか、こういうのもサービスで、これからアジアの少子高齢化、みんなそうなのですが、日本が一番先ですから、ノウハウが市場として応用できるんじゃないかというのがあって、これも当然、国内の規制緩和をしなきゃいけないですけども、アジアの規制緩和の方が早いので、例えば、韓国がつくっているような医療特区というのがあって、ここはアメリカ並みの自由化速度で進んでいるので、様々な新薬の治験とか、あと論文事件で大騒ぎになった細胞の応用技術とか、ああいうことをやっています。ああいうところと連携していきますと、実際には、今、日本人の卵子をもらう人たちのかなり多くあるいは輸血する人たちの血がなくなったときに持ってきているものかなりの部分というのは、やはり韓国なので、いろんな広がり期待できると思います。調べていく

とDMAも相当程度同じらしいので、そういうところでは、やはり遠い国よりは近い国がいいとか、そういうふうにある種実験の基軸国を選んで、そこと協力して、うまくいったら、それをアジアに広めていくような方が、多分、早いんじゃないか。

しかも全部の国と交渉しなくていいですから、特定の絞った国とターゲットして、うちとこういう規制緩和と一緒にやりませんかということでやれば、スムーズに動きますし、ちょうど各国と結んだFTAが、一番早く結んだ日本・フィリピンとか、日本・シンガポールとかは、もう見直しの時期に来ているんですね。ここにスムーズに入れていけば、協力関係ですから、別にどっちかが苦痛に満ちた大損をするということではないので、新しい実験をアジアとはやっていくべきかな、と思います。

以上です。

有富委員 では、御意見あるいは御質問をお願いします。

井口教授 ありがとうございます。深川先生と私、一緒に研究させていただいたことがあるんですけども、幾つかその後も、いろんな交渉にかかわられておられるので、私にはわからない部分が幾つかございました。

2つだけ質問させていただきたいと思います。先ほどのサービス貿易の自由化のために何が必要かということを経つか言われました。日本の企業は、東アジアの国々でいろいろなビジネスを展開しています。物流でもいいですし、建設でも、あるいは広告業でもいいんですけども、どちらかという、日系企業対象のビジネスというのが多くて、なかなかその国のマーケットに入っているように思えないのですね。例えば、タイに出ているようなゼネコンは、結局、日本からタイに自動車工場をつくるという、その建屋を建てるために一生懸命やっているけれども、タイの建設市場にどのくらい入っているかということになると非常に不十分である。ということになると、現地企業との合弁で現地のノウハウや人材と一緒にやっていかないといけないんじゃないかと思うわけで、結局、そのところで、もうちょっと垣根を低くする必要があるのではないだろうか。そうしないと、特に華僑や華人の人たちのいろんな力を得ないとマーケットに参入できないという問題が、恐らく、マレーシアやシンガポールなどでもあるだろうと思うのですね。だから、その点についても伺いたいと思います。

もう一つは、今、ASEANは日・ASEANのEPA、私が見たところ、あれは個別のFTAをただくっつけて、表紙をつけるだけのように見えるのですね。そこを、どうやって、先ほどおっしゃっていたように、東アジア域内で標準化していくといいですか、そういうプロセスを生み出すのか。その際に国内では何をすればいいのか。そこら辺の問題を提起していただけると、次の私どもの課題といいますか、国内のいろんな次の役目といいますか、いろいろなものが見えてくるのかなと思います。

深川教授 やはり、日本のサービス業というのは、本当に御指摘のとおり、Jマーケットと私が呼んでいる競争力のある製造業にくっついて行って、その人たちが建てると言えば建設し、その人たちがデータ通信が在庫管理で要ると言えば、データ通信を提供し、という投資環境が厳しい国ほど、ここでリスクを減らそうして、日・日でやっているという状態になっていると思います。ただ、それはある意味、今まで日本市場というのが世界 2 の市場で大きかったから、そこそこアジアではその辺をやっていれば、何となく回っていたと。十分大きな市場がホームにあって、その横にそういう付随したマーケットがあれば、よかったという時代だと思うんです。しかし、もはや人口は減っていくわけですから、マーケットがよほどのことがない限り、よくて維持、悪ければ小さくなるわけですから、やはり外に出て行ってもらわなくちゃいけないということで今やっているのがサービス分野の交渉なんですね。ただ、向こうが開けてくれたって、日本の企業が十分ビジネスをしていける競争力がなければ、それはだめな話なんですけども、とりあえずやってみよう。それから人の認証とかも含めて、さっきの中国の建設の例じゃないですけども、

規制緩和につながって、日本のビジネスチャンスにつながるどころから、役所の方はFTAの交渉をするんですけども、別の外国のためにやっているわけではないですから、やはり、日本の企業の役に立つために交渉しているわけですから、そういうピンポイントで、これやってくださいという案件が、もっとうまく交渉間に伝わるような仕組みというのは、今、必要だと思うんですね。

アメリカだと露骨にロビーストという職業が存在しているので、この人たちにお金を払ってロビーすれば、正当な対価を得て、彼らは強力に相手をプッシュしてくれますのでいいんですけども、日本というのは、そういうものがないので、何となく企業の側にも遠慮があったりとか、あと役所が交渉して、とれたところで何かおもしろい話があったら行こうかなという受け身さに終わっていて、特にサービス業は特に規制業種なので、本当にそういうところがあると思うんです。それを交渉している人は民間からせせと御用聞きをし、民間の側も積極的にあつた、こうだと言えるようなメカニズムをつくらないと、今、官民ばらばらな状態で実際には交渉が行われているに近いので、サービスについては、それが鍵かなと思います。

あと、もう一つどうしても最近、景気もしばらく悪かったですし、何となく欧米の方が、特にサービス業になると知財の問題があるので、欧米の方が安全なんじゃないか。余り安全でもなかったりすると思いますけれども、もう少しリスクをヘッジできるようないるんな仕組みを、だから知財を守ってほしいという交渉も当然やるわけですけども、知財をすぐに守られないのであれば、せめて資金調達が割と簡単になるような仕組みをつくらうとか、それは多分、金融の債権収入の育成とかと言っているの、そんなところでリスクマネーを現地で供給できるような仕組みをつくるということかなと思います。

日本とASEANはこれから交渉するので、もうどうなるかわかりませんが、これはカンボジア、ミャンマー、ラオスまでいる、後発国を抱えての交渉ですので、当然、レベルは限りなく下げざるを得ないですけども、一つ多分、機能的な協力として取り組めるのは、先発国との間はみんなパイでFTAを日本は結んでいますので、これで一応重点的などころはとれてきていると思うんですけども、ASEANを分断したと言われると、これはこれでまずいですし、やはりベトナムとか、ほかの国もポテンシャルは大きいですから、そこを前身基地としていけるように、後発国の協力、例えばタイと日本で今やっているのは、OECDの協力で人づくりとか、あるいは通関の手続でワイロをとっちゃだめとか、電子化もタイで指導していくようになると思うんですけども、これを側面から支える形でベトナムとか、ミャンマーというのを取り込んでいってというようなことを、多分、FTAの設計上は交渉しようとしているかなと思います。

中条委員 深川先生のお話、大変わかりやすいが故にどうしたらいいのかなと。一体、どこから手をつけていいのかなと頭を悩ましてしまうんですけども、先ほど御示唆をいただいたピボタルカントリーという考え方も、私も同じような考え方を持っていますので、航空交渉なんかもとりあえずは、どこか一つのところからとか、そんなやり方というのは、一つの方法なのかなと示唆を受けました。

もう少し基本的な話のところ、例えば、日本の場合でも農業を保護しなきゃいかんという人がいて、それが反対をするというような話がある。一方でしかし、製造業の方はどんどん出ていきたいよねというのがある。その中で利害があるわけですよね。どっちを優先するかという話は、私の考え方からすれば、基本的に自由貿易というものが、どこの国の経済も豊かにするという前提があって、だからこそやっていきましょうと。中には損をする人もいます。得をする人もいます。損をした人の分は得をした人の分で、当然、社会全体としてのパフォーマンスがよくなれば、その部分はカバーされるはずだから、だからやっていきましょうよというのが基本にないと、多分、できない話かなと思うんですけども、そんな単純な考え方でよろしいでしょうかという。そこをちょっとお聞きしたいと思います。

深川教授 経済学者はみんなそう思っていますけれども、調整コストは限りなくゼロと思っているとこ

ろがいつも政治の人たちに批判されているところでしょう。一つの日本的な知恵というのは外圧をうまく使う。それはどのくらい効くかは、ちょっと産業によって違うと思うんですけども、一つのアジアのレバレッジというのは、日本人が考えているよりも、ある意味でグローバルスタンダードというのか、一足飛びに、要するに日本が持っているレガシーコストというのが新興国というのは限りなくないので、こういうものなんだと思えば、一気に行けてしまう。だから会計だって、多分、全部国際基準丸受け入れしちゃいましたから、もう会計サービスの調整問題というのはアジアにはないですね。

それから医療サービスも、もうこういうものなんだと思えば、今もう各国に医療特区ができて、タブーなき挑戦が始まっているので、多分、日本よりはるかに新しいサービスが入って行ってしまふ。こういうレガシーコストのなさというのを、うまく規制の緩和にアジアでさえこんなにやっているのに、このまんまでいいですかというふうに使っていく。それはもはや、多分とめられなくなると思います。

多分、たくさんの方が本当に問題になっていますけれども、中国で内蔵の移植手術を受けたり、整形手術から始まっているいろいろ受けていますけれども、それはやはり日本ではとても受けられない、コストも高い、でも死にたくはない。そういう人はもう移動してしまう状態になってしまっているわけですよ。それは幾ら国内を規制しても行くなとは言えない。それはあなたのリスクですよ。でも、それでいいですと言われれば、もうとめられないんですよ。

だから、それが遠い国ならともかく、いとも近くにそういうところできてしまうのを、日本はとめることはできないので、やはり、規制がこのままで、規制して守っていることのメリットと、誰かが違うブレークスルーをつくってしまうリスクを勘案しながら規制改革の速度を、日本だけが世の中に存在しているわけではないので、そういうベンチマークとしてアジアがいろいろやろうとしている新しいプロジェクトを、規制緩和の時間的ベンチマークとして置いていくということは一つあり得るかなと思うんです。

例えば、さっきの電子交換システムだって、もしかすると、日本が一番遅れる可能性があるんですね。どうしてかという、アジアはメジャーポート、メジャーエアポートしかやらないですけども、国内はポロポロですけども、それはもういいと。メジャーポートにもものすごく大きい物流基地を後背地で全部持っていますから、もうそこで済んじゃうわけです。すごく大きい付加価値の部分が。あとは、なまじ地方分権とかはしていませんから、国が全部決めて、このスタンダードで全部いって、みんなこれでやりますと言えば、誰も抵抗する人はいないので、過去もうこうだったから、今からこれがめんどくさいとか、そういうことを言う人がゼロなので、本当に取組始めると、特に中国みたいな国というのは、これが必要でやればものすごく効果があると思えば、ものすごく早くやると思うんです。その速度についていかないと、日本の利害関係のいろいろな事情はありますけれども、やはり相手があることなので、今言っているインテグレーションとかというのは、むしろ日本が取り残されていってしまう状況だということですよ。

有富委員 シンガポールでは、港湾の管理は民営化されて効率化が進んでいるのですが、日本は各地方自治体が管理しており、東京湾の中にも6つの港湾があって港湾毎に手続が異なっているなど、効率化が遅れていて利用しづらい、という話を耳にしたことがあります。先程、地方の小規模な港湾における電子化が進んでいないというお話を頂戴いたしましたが、日本の港湾の利便性を高める為に、例えばシンガポールやタイなど、ピポタルカントリーを想定し連携を密にしていく事で、日本の港湾のシステムを大きく変えることが可能な具体的な要素・項目といったものはございますでしょうか。

深川教授 やはり、経験とか、熟練とかが必要なものは新興国は簡単には追いつかないので、これは我々の方がはるかに進んでいると思うんですけども、一足飛びが可能な世界ですね。だから本当にEDIみたいなものとか、あとは医療だとかという考えられなかったパラダイムになったものというのは、先に行く可能性はあるということです。よってこういう分野を選ぶことになると思います。教育などもそうで

すね。今大学も御多分に漏れず国際化、競争力を付けるとかと言われているんですけども、アジアでは英語ができないとまともな職業に付けられないという状態に、日本よりもっと激しくさらされているので、小学校から海外に出すという状態になっています。

これにはまた弊害もあって、アイデンティティがない、英語だけやたらとできるんですけども、アイデンティティが誰だかわからないような子どもをたくさんつくる可能性もありますが、人のグローバル化はどんどん進んでいます。

英語はできるようになりますから、早晩、英語がしゃべれないのは日本人だけという状態になってくるということですね。このハンディキャップは大きいです。アジア人同士は英語でどんどん話し合っただけのものを進めていくわけですから、誰も通訳は要らないという世界になっていくわけですからね。教育サービスのあり方というのも結構大きいですよ。

有富委員 サプライ・チェーンもかつては日本国内だけで完結していましたが、今は、グローバル・サプライ・チェーンが当然になりつつあります。こうした国際経済連携が急速に進展する中で、輸出入の部分において、問題になっている規制は、どのような点にあるのでしょうか。

深川教授 規制緩和はそれなりにやってきたので、昔 24 時間通関できなかった時代が夢のように、今大分短縮されてきていますよね。アジア側も大幅に短縮されているから、トータルに見るとものすごくコストが下がってきていると思うんですけども、あと、残っているとすれば、やはり規制の問題よりはコスト的なものですね。物流のコスト競争になったときに、あの韓国でさえも港湾労働者は外国人でいいと割り切れれば、それはすごい勢いでコストは下がるでしょう。でも日本人は人件費が高いので、外国人労働者の取り込みに明確な原則を持たないと、規制緩和をしてもコストが見合わないことが多すぎるように思います。サプライ・チェーンなどからみると、コストに関わる労働規制の問題の他に電子タグの活用などもありますね。これも国内の規制を内外一体化でやることに意味があるのではないかと思います。日本にただ一朝があると思うのは、物流は早いことも大事ですけども、今、アメリカはテロ規制が非常に厳しいので、C-TPAT の導入を入れてからは、安全性を確保するというのも、早ければいいというもんじゃないので、安全性の問題というのがあります。これはアジアよりは日本の方がいるんならノウハウもあるし、機械もものすごく高く、コンテナ全部の中身が映るX線みたいなものを入れていきますから、少しは上でしょう。物流で私が思っているのは、まず日本の場合、拠点が分散し過ぎて、標準化が困難だということです。例えば、港湾はもはやメジャーポートとしてはとっくに負けて、ハブ港としては疑問があると思います。アジアの規模に物流施設を含めて考えていくとついていけないけれども、まだスーパー中核港湾構想は下ろされない。これから四日市がどうやって上海と競争していこうと思っているのか、私には理解できませんけれども、今から物流後背地を後ろにつくるとかという計画もあるやに聞いていますが、24時間の労働力をどこから持ってくるのか。到底不可能に見えます。それよりは物流は向こうにやってもらって、小さいフィーダーでいっぱい持ってきて、その頻度を上げた方が、その頻度に合った規制緩和をしている方が、日本はずっと効率化しますし、安くものを切りわけたりすることを向こうにやってもらえるということもあると思うんです。

あともう一つは、ちょっと間違えると、早速そういう規制の隙間を見つけるのがうまい人たちが日本にもたくさんいるので、グリーン物流とか、いろいろ出てきていると思うんですけども、環境規制は向こうの方が甘いですから、静脈のごみの部分を向こうに持って行って、自分だけきれいになろうという、これは防止しなければいけないので、あわせて気をつけて規制緩和をしていかなきゃいけないところかなと思います。

もう既に割とそういう状況が、産業廃棄物を外で、物流は全部グルグル回るんですけども、ごみ処

理は日本だとコストが高いから、途上国に捨てて返ってくるというような感じなものが一部には出てきているようで、こういうのは必ずいずれ国際問題化しますので、余りよくない方向かなと思います。

井口教授 先ほど物流の話がされていたんですけども、サービスに関して我が国が必ずしも競争力を持っていないように思われても、その部分について東アジアと連携することで強くなるというような例がないのかどうかというのがあるのです。これは、ヨーロッパの話ですけども、例えば、EUが例のポローニャプロセスというのを始めていて、あるディプロームといいますか、卒業資格を出すのに、複数の国を渡り歩いて取得するというものです。ですから、フランスとドイツとオランダとハンガリーで、それぞれの専門科目を修めることで、例えば、地域の経済統合に合わせた人材を養成するとか、そういうようなことを始めています。どうも、若いときに国外に出て物事を見ることで、欧州を変えていくという信念が、ヨーロッパの人たちにはあるのですよね。日本人の場合、先ほどおっしゃっていたように、英語ができないということで、いつまでも既存の制度を温存しておく、非常に問題があります。アジアとの間でそういったポローニャプロセス的な発想がないと、日本人の若者がアジアのことを知らないままで育っていくこととなります。もっとも、観光旅行には行くんですけども。

これは規制改革のテーマになるかどうかかわからないんですけども、日本の教育産業をアジアと共同しながら強化していかないかといけないと思います。日本に行って勉強してもらうことも大事ですが、日本人が、今度はアジアに出ていくことも大事です。それから医療についてもそうなんです。シンガポールとの経済連携協定の中には、シンガポール人の医師がシンガポールから来ている駐在員の医療行為ができるという規定があるのです。ところが、ドイツやフランスから来ている駐在員が、ドイツ人やフランス人の医師の治療を受けるということは難しいようなのです。私もドイツ人のコミュニティを知っているんですけども、東京の都心にドイツ人向けクリニックがあるんですけども、基本的には日本の医療資格じゃないと開業できない。しかも彼らは全額医療費を支払って、事後的にしか、ドイツの医療保険が後で還付してもらうことしかできないようになっていますね。こういうのも投資促進という観点から言えば、もうちょっと踏み込まなきゃいけない問題です。医療の在留資格について、へき地じゃなきゃいけないとか、年限が何年以下とか、そういう規制は廃止されましたが、これで、規制の改革が終わったかのようになっているのは問題です。もうちょっと踏み込めないのか、そこら辺のアドバイスをもうちょっと深川先生にいただけないかと思っているわけなんです。

深川教授 人の移動は既得権グループがすごく固いですよね。医師の資格共通化というのは、必ずFTAでもよく出る 이슈で、向こうから大体提起されます。

例えば、日韓とかだと、もう医科大のプログラム自体が植民地以来似ていて、教科書もほとんど同じです。だから、何でこれで資格認証できないのか、ということになるんですね。しかも向こうの方が欧米の一流大学を出ていたりして、非常にスタンダードの高い人がいっぱいいるのに(いるためかもしれませんが)、ものすごく固いですね。驚くばかりです。私がつくづくあの交渉を見るだけに、あの取りつく島のなさではだめなので、やはり、とりあえずは医療特区同士でこっそり成功例をつくれれば、ちょっとは考えて変えてくれないかなと思ったりするんですけども、なかなか進まないですね。介護士でさえも、あの厳しい条件ですからね。あれを満たせる人というのは、多分、ほとんどいないですね。

なので、むしろ私が思ったのは、中国のさっきの建設サービスじゃないんですけども、自分にはおっかなびっくりですけども、自分が向こうに行ってやって、向こうが認めてくれたら、しょうがないからレシプロで、こっちも認めざるを得ないという方が、臆病な国にとってはまだ少しは前に進む道かなと。向こうにも認めてもらっているから、しょうがないから認めざるを得ないというふうに持っていけば、まだサービス業の進出の可能性があったり、同じ専門の資格を持っている人が日本人で行って向こうでやるわ

けですから、当然、日本的なやり方というのはやりやすくはなると思うんです。それで納得したら、まだ国内に返ってくるんでも、少しは軟らかくなってくれるかなと思っているんですけれども、

中条委員 そこは二ワトリと卵の話で、こっちから行こうという意欲を持っているものがないとまた困るわけですね。航空会社なんて向こうが受け入れてやるよと言っているのに行かないんだもの。だから、こっちも入ってきちゃいけませんと言わざるを得ないわけでしょう。そこはおっしゃるとおりなんだけれども、まず、こっちから出ていく意欲のあるやつを育てなければいけないわけですね。

深川教授 最近、「我が社」が進めているダブルデGREEプログラムというのがあるんですけれども、早稲田にしながら、北京大学とか清華大学に1年か2年向こうに行くと、自動的に両方の卒業資格が認められるというプログラムが最近できるようになったんです。これをもう一つ進めて、余り一般的なことはだめかもしれないんですけれども、例えば、理系のエンジニアとかで両方の学位を持っていて、IT処理技術者とか、バイオテクノロジーの何か特殊な分野を専攻していて、それを両方に認められているから、この人たちがスムーズにお互いにクロスで就職できるような形に、やはり産業界だけじゃなくて、学会のところと生み出していく側とつながらないとだめかなと思うんです。

だから、そうすると文科省さんは文科省さんのお考えがあり、厚生労働省さんは厚生労働省さんのお考えなりというのになっちゃうと、そこはなかなかつながらないんですけれども、かえって、国際圧力があれば、少しは渋々ながらもやってくれないかなと思っているんです。

井口教授 ITでも移動体通信みたいな分野では、ある程度国際的に通用するような検定試験が、既に日本で行われているようです。そういった試験を、各地で受けられるようにしておきます。各企業の中でいろいろな研究開発に従事している方の場合、大学に毎日行くというということではできませんが、検定試験を受け、ときどきスクーリングを受けてもらい、指導を受けることで、学位ももらえるとといった仕組みが考えられるのです。共通の検定試験も受けてもらって、これを広めていくと、例えばアジアワイドな資格というのを一緒につくっていくことができるかもしれないですね。今、おっしゃっていたダブルデGREEと資格をからめる話とも似ている点があると思います。私は、横須賀市にあるYRPで聞いたんですけれども、ある程度、日本が求心力を持っているよう分野で、非常に進んだ研究機関があり、そこに、いろんな人が集まってくれば、意外とそういったスタンダードが東アジアに広がっていく可能性があるんじゃないかというふうにも思います。

深川教授 人の移動では、推薦状とかも結構システムとして大事だと思うんです。井口さんさっきちょっとおっしゃったように、日系企業に勤めていて、この人は絶対信用できて、非常に優秀であると。推薦状を書いてもらえば、割と移動が自由にできたりとか、それをもとにまた転職していけるような枠組にしていけば、怪しい人を排除しつつ、優秀な人に継続して来てもらえる。どうしても資格になると、これが何省が認定するとか、その基準なんだとかということになっちゃって、また時間がかかっちゃうかもしれないので、もう少し財界もそういうものの価値というのを積極的に活用された方が、日本人でも同じ会社にずっと居続ける時代じゃなくなってしまうので、そうすると、やはりアメリカみたいに上司の推薦状が絶対というある種の効力を持つという、どこかにボトムラインを持たないと歯止めがなくなっちゃうと思います。あと、企業内秘密の保持というのもあるので、その意味でも日本人も含めて、そういう制度をつくる方が現実的かなと思います。

有富委員 貿易手続き関連について、この部分で、具体的な問題はありますか。

深川教授 もう既に細かい話なんですけれども、それもいろんな方がつながっているので、生産者からフォアオーダーさんのレベルからずっと通関手続、保税倉庫まで全部一気通貫でいろんな人を出していただければ、今は割とそれなりにだんだん体系化されて、昔は省庁間の間に落っこちちゃって全然だ

めだったのが、少し拾われてきていると思うんです。割とサプライチェーンマネジメントのハードコアなので、財界も必死ですから、例えば、ASEAN だと10カ国の関税統計の細かな統一が進んでいて、これが原産地証明とか、付加価値計算による関税分類変更の助けになってくると思います。ASEANとのFTAができるので、日本の関税分類もこれに合わせるとかすると便利になるのではないかと思うのですが、でも、人は価値観が全然違うので、ここは全然コンバージュしていませんし、そもそも外人は全く嫌という人たちもいるわけですから、一応、どうするんですかという全然アイデアはないですね。人はやはり、どこをボトムラインにするかの議論の余地がはるかに大きいですね。あとは金ですね。金のところは、今までやってきたのは、フリー、グローバル、フェアであって、コンペティティブではありませんでした。日本とどうやってコンペティティブになるかという議論はなくて、フリーでとにかく開いていくという話と、せいぜいフェアだけだったんですけれども、もはやコンペティティブでなければだめなので、これをどうするかという話の規制は、金融はあると思います。が、ほかは余り、それなりに進んでいくとは思いますが、むしろ、リスクを軽減するとか、そういう話は金融のバックアップをいかに製造業に持たせてあげられるか。保険もそうなんですけれども、そういう話じゃないかと思えますね。

深川教授 あとは非常に電子化のテクニカルな話がいっぱいあって、これまたものすごく細かい技術的な問題がいろいろあります。例えば、シングルウィンドウ化というのでも、業界の足並みが揃わなかったりします。某民間企業はアジアなんかはもうどうでもいいから、早くアメリカとつないでくれと。製造業の大多数の方や商社は、やはりアジアと早く何とかしてくれと。全部一遍にできないから、じゃ、どうしようみたいな話があるやに聞いているんですけれども、ちょっとその話も放っておくと遅いですから、強力でプッシュする必要がある。EDI や貿易手続きの電子化は全体が一気通貫をどうやって実現するかという話なのですが、本当に低いレベルだとフィリピンとか、マレーシアになると、うちってそういうホストコンピュータがないからつくれないんですというハードレベルの話もあるんです。あるいは、韓国やシンガポールは自分のシステムを持っていますから、自国のを他国に使ってほしい、というのがあります。ハードは金さえ付けば、ある意味簡単に実現できるから、もう日本があげるから、これを使ってくださいと。日本企業が困っているから、強制的に使ってくださいとお願いするのもいいと思うんです。後はソフトだけです。そういう形が嫌だったら、形だけでもみんなで出し合ってつくったりすればいいし、そこは何とでもやりようはあると思うんです。

ソフトは例えば韓国は独自のシステムを持っています。実は日本は NACCS センターというのは半官半民になっているので、官が半分入っているから、余りに日本の持っているシステムを売れないんです。ところが韓国は全部民営化したので、自由に売り込みがかけられて、モンゴルとかに売ったりしているので、ここは韓国スタンダードになっていたりして、つなぐのが難しい状態、といったようなケースもあります。もう少しはっきりしたスタンスでいかないと、このままズルズル行っても、いつまで経っても日本は物流のソフトをつなげないという状態になってしまうんです。アジアで一番効率がいいシステムをつくった人の丸飲みして、それでいいと思うんですけれども、どうしてだめなのかと思うんです。

中条委員 そこはビジネスチャンスですからね、やるころはあるはずなんです。

深川教授 多分、システムとしてもすごく大きいシステム開発になるので、ODA 予算を使っても、やはり十分に価値があって、それでサプライチェーンの時間が縮まれば、納税者にとって最も効果がある、どこか知らない国に知らないうちにダムができていたとか、高速道路よりもっとリアルに感じられる効果だと思うんです。それを一生懸命やっていただけるといいかなと思うんです。

有富主査 では、最後に何か事務局からありますか。

事務局 お手元の資料4をご覧くださいと思います。OTOの概要ということで、仕組みに関しま

しては、以前簡単に御説明させていただいておるところなのですが、具体的に5ページ目をごらんいただきまして、OTOの過去からの積み残しと申しますか、現在、処理中の案件2件ございまして、その処理状況を正式にタスクフォースの方に御説明を差し上げたいと思っております。

5ページ目の方の案件、1ページ1案件になっておりますが、1つ目、薬事法上の承認を取得した体温計の計量法規制対象からの除外というものがございまして、これも処理中になってございます。

これは簡単に申し上げますと、薬事法と計量法と両方の規制がかかっているものは何とかしてほしい。薬事法上の承認を得た場合には、計量法上の規制から除外してほしいというものでございまして、現在、計量行政審議会の方で、その取り扱いについて審議をしているところでございます。

それから6ページ目、木材保存剤の認定方法の適正化という案件がございまして、これもまだ処理中ですが、簡単に申し上げますと、新しいJISのK1571 - 2004附属書という試験方法が生れたわけなんです、この規定の適用をちゃんとやって欲しい。所管省庁の方から指導していただきたいという、こういった苦情の内容でございました。

その内容の苦情に関しましては、両省の方からこの所管団体に、協会の方に指導していただいております。その業界の方も新しい附属書の規定によって認定試験を行いますという返事をいただいております。その認定を、そういった返事をもって今回苦情申立者の方から申請を行って審査していただいているという状況です。

ちょっと矢継ぎ早ですが、以上でございます。

有富委員 それでは、本日は両先生とも貴重な御意見をお聞かせいただきまして、ありがとうございました。以上で会議は終了させていただきます。

(了)